

## ○ 佐伯市地域女性活躍推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援するため、女性の活躍推進に資する取組を実施する関係団体等に対し、佐伯市地域女性活躍推進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲において交付することに関し、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、本市の女性活躍推進のために活動する市民活動団体等（市民活動団体、ボランティアグループ、女性団体、NPO法人等）であって、次の各号の条件を全て満たす団体とする。

- (1) 年3回開催する地域女性活躍推進会議に参加する（事業終了後の報告会を含む。）  
団体
- (2) 本市の主催する男女共同参画に関する事業及びイベントに対し、共催団体「地域女性活躍推進団体」として参加する団体
- (3) 佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する暴力団関係者を構成員に含まない団体

※原則として、同一事業に対する補助金の交付は3年を限度とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、補助対象団体が単独で、若しくは補助対象団体が連携して行う事業で、その事業実施期間が事業採択決定日から当該年度の3月15日までの間に実施するものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要となる経費のうち、別表に定める経費とする。ただし、証拠書類（請求書、領収書の写し等）によって金額、内容等が確認できないものについては、補助対象経費と認めない。

- 2 補助対象事業の実施に直接関連のない経費、補助金の交付決定前に支出される経費、事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費は、補助対象経費にしない。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、1 補助対象事業当たり、10万円を基本上限額とする(ただし、市長が特別に認める場合には、その認める額を追加して交付するものとする。)

(申請手続等)

第6条 補助金の交付申請を行おうとする補助対象団体(以下「申請団体」という。)は、あらかじめ該当する年度に定められた応募期限までに、次に掲げる書類を市長に提出し、審査を受けなければならない。また、補助対象事業の採択決定に係る審査については、審査員を選定し、書類審査及び申請団体のプレゼンテーションにより、事業内容、事業の組立ての良し悪し、実効性を審査する審査会を開催し決定するものとする。

- (1) 「佐伯市地域女性活躍推進事業」応募申請書(様式第1号)
- (2) 企画提案書(様式第2-1号)
- (3) 実施スケジュール(様式第2-2号)
- (4) 収支予算書(様式第2-3号)
- (5) 応募団体調書(その1)(様式第3-1号)
- (6) 応募団体調書(その2)(様式第3-2号)
- (7) 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第4号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(事業採択)

第7条 市長は、前条の規定による審査の結果、採択の決定があり、その内容が適当であると認めたときは、申請団体に対して、事業採択の通知を行うものとする。

2 市長は、前条の規定による審査の結果、不採択の決定があり、かつ、その内容が適当でないと認めたときは、申請団体に対して、事業不採択の通知を行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 事業採択の通知を受けた申請団体は、規則により補助金の交付申請を行うものとする。

(予算の執行)

第9条 予算の執行については、規則による。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

「補助対象経費」詳細

科 目	補助対象経費の内容	
報償費	講師・出演者への謝金等	
旅 費	講師・出演者等への旅費、研修・視察などの交通費	
需用費	消耗品費	事務用品、材料、道具等の購入または資料の作成等に係る費用
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
委託料	委託料	託児の委託等に係る費用
役務費	通信運搬費	・ 電話料、切手代等 ・ 宅配便等の運搬費用
	広告費	イベント等に必要なる広告・宣伝の費用等
使用料・賃借料	会議、イベント等で使用する施設の使用料等	

※ 補助対象とならない経費

- ・ 直接事業に関わらない視察・研修費
- ・ 会員への報償費
- ・ 食糧費
- ・ 領収書がないもの、使途不明なもの
- ・ 慶弔費